

お客様各位

令和4年12月
堺市上下水道局

水道料金の減額期間の延長について（お知らせ）
【エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策】

平素は本市上下水道事業にご協力賜り、誠にありがとうございます。
さて、本市では、エネルギー・食料品価格等の物価が高騰している現下の状況を踏まえ、市民生活並びに経済活動を支援するため、現在実施している水道料金の基本料金免除期間を、下記のとおり延長します。

記

1 減額内容

水道の基本料金の全額免除

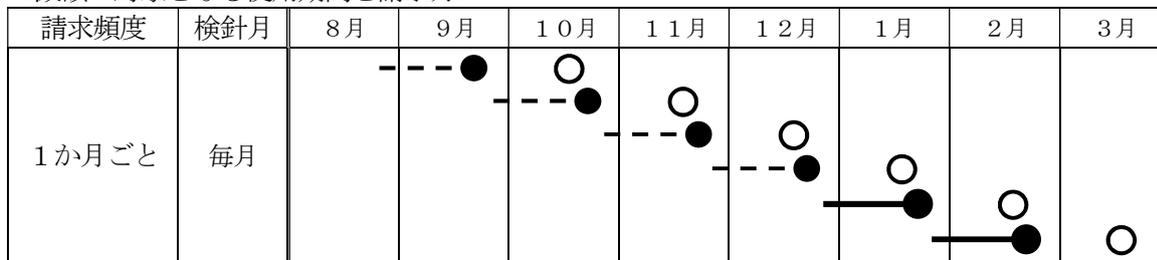
2 減額期間の延長（2か月間延長）

延長前：令和4年9月検針（10月請求）から令和4年12月検針分（1月請求）まで（4か月間）

延長後：令和4年9月検針（10月請求）から令和5年2月検針分（3月請求）まで（6か月間）

※減額期間終了後は、従来の水道料金の基本料金を適用させていただきます。

<減額の対象となる使用期間と請求月>



-----: 当初の対象期間 ————: 延長した対象期間 ●: 検針 ○: 請求

3 減額について

(1) 減額期間中の水道料金計算式

(従量料金（使用水量による）) × 1.1（消費税等）

(2) 減額金額（水道料金の基本料金（税込み））

（単位：円）

口径	減額前	減額後	差額 (1か月あたり)	減額金額 (4か月分)	減額金額 (6か月分)
20mm以下	715	0	△715	△2,860	△4,290
25mm	1,100	0	△1,100	△4,400	△6,600
30mm	3,410	0	△3,410	△13,640	△20,460
40mm	5,500	0	△5,500	△22,000	△33,000
50mm	11,000	0	△11,000	△44,000	△66,000
75mm	22,000	0	△22,000	△88,000	△132,000
100mm	34,100	0	△34,100	△136,400	△204,600
150mm	55,000	0	△55,000	△220,000	△330,000
200mm	121,000	0	△121,000	△484,000	△726,000

4 注意事項

- (1) この減額に関して、お客様の申請は不要です。
- (2) 『ご使用水量のお知らせ』の請求予定金額は、減額後の金額を表示しています。
- (3) 今回の減額は水道の基本料金のみです。水道の従量料金及び下水道使用料の減額はありません。
- (4) 今回の減額措置にあたり、上下水道局からお電話やご訪問をすることはありません。
- (5) 裏面に料金計算式を記載しています。詳細につきましては、上下水道局ホームページ (<https://water.city.sakai.lg.jp>) をご覧ください。

問合せ先：堺市上下水道局お客様センター
 (電話) 0570-02-1132 (ナビダイヤル) <受付時間>
 072-251-1132 (平日) 8:45~19:00
 (ファックス) 072-252-4132 (土・日・祝休日) 9:00~17:00